

# 児童虐待死亡事例検証報告書

平成22年3月

仙台市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

措置審査部会

## はじめに

平成 20 年 10 月 29 日，仙台市内で父親の虐待により 2 歳 1 ヶ月の幼児が死亡した。

本児に関しては，3 回の乳児健診（2 ヶ月，5 ヶ月，8 ヶ月，4 ヶ月育児教室及び 1 歳 6 ヶ月児健康診査の全てについて定期的に受診している。健診時に異常等は見られず母親からの相談もなかったことから区役所家庭健康課での関わりはない。また，児童相談所にも虐待通告や相談受理の経過はなく，事件発生に至るまで本市との関わりのない未関与事例である。

しかしながら，虐待による死亡事例であることの重要性に鑑み，このような事件が再び発生しないよう取り組むべき課題を検討するため，仙台市社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置審査部会において，行政関与事例に準じる形式で本事例の検証を行ったものである。

## 目次

### はじめに

I	検証の目的	3
II	検証の方法	3
III	事例の概要	3
1	事件の概要	
2	家族の状況	
3	事件にいたる経過	
IV	事例の検証を通じての問題提起	6
V	問題解決に向けての提言	6
VI	委員名簿	7
VII	検証会議の開催状況	7

## I 検証の目的

虐待事例を検証し、課題の抽出と再発防止のための具体的な対応策を検討し、提言を行う。

## II 検証方法

- ①児童相談所からの報告及び聴取  
※裁判傍聴記録を含む
- ②区保健福祉センターからの報告及び聴取
- ③刑事確定記録閲覧資料
- ④上記を踏まえた部会による検証

## III 事例の概要

### 1 事件の概要

平成20年10月29日、自宅において父親が、2歳1ヶ月の幼児に対して虐待を加え、死亡させたもの。

事件当日19時45分から21時頃までの間、食事の食べ渋りに腹をたて、腹や顔を拳やペットボトルなどで繰り返し殴打する。殴打を止めた後、児の様子がおかしいことに気づいた母親がA病院に搬送、A病院からB病院に救急搬送されたが、翌30日1時15分、急性硬膜下血腫により死亡が確認される。

### 2 家族の状況

父親（26歳）無職

母親（28歳）パート

長女（4歳） ※別居 保育園一時保育

本児（2歳1ヶ月女児）在宅

※長女は20年6月以降、近所（1kmほどの距離）の父方祖母宅に預けられていた。

### 3 事件にいたる経過

#### ■H18.7.10 本児妊娠届け母子手帳交付のためB保健福祉センターに来所

来所者は実母及び長女(2才10ヶ月)で29週での届出となっている。実母によると『近くに、父方祖母が住んでいて相談関係にあるので、心配なことはない。職業について、実母は営業職就労。実父はドライバーとして働いている。長女は保育所に通っている。』と説明。

#### ■H18.10.3 本児(二女) 誕生

#### ■H19.2.14 本児の4ヶ月育児教室参加のためB保健福祉センターに来所

来所者は実母及び本児で、日中保育者は実母、育児相談相手は父方祖母及び母方祖母、本児の状況について発育は順調で問題は見られない。

#### ■H19.12

実父は1年間バス運転手として働いていたが、運転中に接触事故を起し運転に自信がなくなり、また、会社からの叱責や公休日出勤、運転中の乗客の視線などに嫌気がさし退職、以後、未就労となる。

仕事をする自信を喪失するとともに、このまま無職を続けることへ焦りを感じる。採用試験を、一度受けたが不採用。派遣会社登録を行うも、会社からの紹介電話に出ることはなかった。この後、実母が日中、外に出て就労。実父が無職で在宅、本児の養育にあたった。食事を作り、食べさせるなど、専ら日中の養育をしていた。

#### ■H20.3

実父、食事態度(遊び食べ)に怒り本児に初めて手を出す。頭を軽く叩く程度。

#### ■H20.4.3 本児の1歳6ヶ月健診のためB保健福祉センターに来所

来所者は実母及び本児で、住所は父方祖母宅。日中保育者は実母、育児相談相手は父方祖母及び実母友人、育児の手伝いは父方祖父母、本児の状況について発育は順調で小児科医診察問題なし。歯科健診(虫歯0本)問題なし。問診・指導面でも問題なし、相談したいことについて、特に不安定な状況の訴えもなしとなっている。実父母の職業については問診カードの職業欄に実母は職業記載せず。

#### ■H20.5

遊び食べに対して嘸と称して顔面や頭を何度も強く殴るようになる。

#### ■H20.5.末

本児に腹を立て、顔面、腹をアザだらけになるほど殴る。困った実母が父方祖母に連絡。父方祖母はすぐに駆けつけ、実父に虐待行為の自粛を促す。祖母は実父から長女と本児を離すといい二人を連れて、父方実家に行く。父方祖母と実母の協議があり、長女を実家で預かることとする。実母は二女を連れて、実父のもとに帰る。父方祖母から、児童相談所に入れたらとの提案があったが、実母は子どもを離したくないため断る(自分でなんとかできると思った。また殴られるとは思ったが、自分が守ろうと思った。夫もそんなにひどいことをするとは思わなかった)。

■H20.6～9

実父，虐待行為を自肅

■H20.9.下旬～

実父，虐待行為再開。暴力の頻度が週2～3回に増え，拳骨や空のペットボトルで殴る。10月上旬には，加熱したライターの金属部分を頬と足の甲に当てる。中旬以降，暴力が激しくなる（母は火傷の時，なんとかしなければと思ったが，誰に相談していいかわからなかった。一人で解決しようと思った）。

■H20.10.29

事件発生（母はすぐそばで状況を見ていたが，止めに入ってかえって怒りが増して次女に対する暴力がひどくなることもあったので，当日は積極的に止めに入れなかった）。

出典

- 刑事確定記録 （花島委員調査作成）
- 裁判傍聴記録メモ （仙台市児童相談所作成）
- 母子健康カード （区家庭健康課提出資料）
- 妊婦カード （同上）
- 1歳6か月児健康診査問診票 （同上）

#### IV 事例の検証を通じての問題提起

##### 1. 相談しやすい環境づくりに関すること

- ・5月末頃に虐待が行われた際、父方祖母から児童相談所のことが話題になったにも関わらず、結局相談することはなかった。なぜ、祖母も実母も実父も相談しなかったのか。
- ・健診などで虐待の兆候が見られない家庭との有効な関わり方や、このような家庭へのアプローチの仕方は十分と言えるか。
- ・市民に対し、児童相談所や各区の虐待相談窓口についての情報や役割が充分周知されていたのだろうか。
- ・身内の虐待を通報することに対し、不安感や周囲の目が気になる等といった思いから、相談に踏み込めなかったことが考えられる。安心して相談できるという周知がもっと必要ではないか。
- ・児童相談所はやむにやまれず預ける所というイメージがあるのではないか。児童相談所や各区の相談窓口は、市民にとって相談しやすいものになっているのだろうか。市民が選べることが大切ではないか。

##### 2. 健診時の情報収集に関すること

- ・幼児健診は多くの親子と直接接して状況の確認ができる貴重な機会であり、健診時の情報収集は大変重要である。しかし、今回の事件の場合は幼児健診において虐待を発見できなかった。このことを踏まえ、健診のあり方について虐待予防の視点からの見直しが必要ではないか。
- ・乳幼児健診における父親の育児参加や児との関わり、就業状況等についての情報収集や、リスクアセスメントは充分に行われているか。
- ・乳幼児健診時期と健診回数、健診時に行われる問診項目は妥当なものと言えるか。
- ・子供を健診に連れて来ることで、ヒアリングができるのはほとんどの場合が母親だが、父親が虐待をしている場合（本件のような、加害者本人の様子がわからない場合）、母親からどこまで実態を拾い上げられるかが課題である。

#### V 問題解決に向けての提言

##### 1. 相談しやすい環境づくりに関すること

- ① 児童相談所や民生児童委員等、関係機関の連絡先や機関情報を載せた小冊子などを各家庭に配布し、常備してもらってはどうか。また、これらの情報を誰でもわかりやすいところで閲覧できるよう整備することで、虐待通報のつなぎ役になるのではないか。相談しても不利にはならないということを広く知ってもらい、相談を促すことが必要である。
- ② 大勢の親子が来所する幼児健康診査の際に行う集合ガイダンスにおいて、虐待予防に関する啓発を充実させることが必要である。
- ③ 幼児健康診査の際は子供の発達状況を確認するだけでなく、育児に対する不安は誰にでもあることを伝え、相談につなげる機会として活用すべきである。
- ④ 相談しやすい方法としてメールによる相談なども検討すべきである。

##### 2. 健診時の情報収集に関すること

- ① 乳幼児健診には母親が来所するケースが多く、父親の情報は得られにくい。もっと問診内容などから育児に対する父親の関わりなど、父親の情報を収集することが大切である。

- ② 乳幼児健診の回数を増やしたり，統計的に虐待が多いとされる年齢にあわせた時期へ変更したりすることで，虐待予防や抑止，早期発見に繋がるのではないか。検討すべきである。

## VI 委員名簿

部会長	大沼 晃	拓桃医療療育センター院長
副部会長	花島 伸行	弁護士
委員	篠田 啓子	武者クリニック副院長
委員	石原 智子	県警本部少年課少年育成官
委員	庭野 賀津子	東北福祉大学准教授

## VII 検証会議の開催状況

### 第1回 平成21年9月7日

- ・検証の目的について
- ・検証の方法，スケジュールについて
- ・事例の概要について
- ・検証にかかる関係者ヒアリング

### 第2回 平成21年11月11日

- ・課題の抽出
- ・質疑応答

### 第3回 平成22年1月12日

- ・検証報告書(案)の検討
- ・刑事確定記録閲覧資料の説明及び本資料を踏まえての検討

### 第4回 平成22年3月9日

- ・検証報告書(案)の検討